

公益財団法人立川市地域文化振興財団ホームページ広告掲載要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人立川市地域文化振興財団（以下「財団」という。）が運営するホームページへの広告（以下「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の基準)

第2条 掲載できる広告は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 財団が運営するホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 政治、宗教活動、意見広告、社会問題、個人的宣伝に係るものでないこと。
- (3) 公益上、特に支障がないと理事長が認めたもの。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は公募とし、ホームページ等に掲載して希望者を募るものとする。

- 2 広告は毎年期間を定め次年度分を募集するものとする。ただし、年度途中に掲載枠に空きが生じた場合は、当該年度分について随時募集するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という）は、財団法人立川市地域文化振興財団ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を理事長へ提出するものとする。

- 2 理事長は必要に応じて、申込者へその企業や団体等に関する書類等の提出を求めることができるものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 理事長は、前条の申込書の提出を受けたときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者へ通知するものとする。

2 申込者が財団の定める広告掲載枠数を超えた場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載料は別に定めるものとし、財団が指定する期日までに、財団が指定する方法により一括して納付するものとする。

(広告主の責任)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の取消し)

第8条 理事長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿(データ)を提出しなかったとき。
- (3) 広告主ホームページ等が、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (4) 広告主ホームページ等の内容が、申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると理事長が判断したとき。
- (5) その他、広告主又は広告内容が不適当であると理事長が判断したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、財団と広告主が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。